

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を目指す皆様へ

丸山記念総合病院奨学金制度について

当院では、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を目指し、大学、専門学校等へ進学される皆様に支援するため奨学金制度を設けています。

1. 支給対象者について

理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科等の学生で卒業後(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得後)当病院に勤務する者に支給します。

2. 奨学金の金額について

奨学金の金額は、毎月50,000円となります。但し、場合により金額を変更することがあります。

3. 奨学金の貸与期間について原則として最長4年です。

(1年次貸与・・・4年間 2年次貸与・・・3年間 3年次貸与・・・2年間 4年次貸与・・・1年間)

4. 奨学金の返済について

(1) 奨学金月額50,000円コースを選択した奨学生は、卒業後(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得後)奨学金貸与期間以上勤務(産前産後の休業・育児休業・介護休業等の期間を除く)した場合は、奨学金の返済を免除します。

(2) 卒業後(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得後)奨学金貸与期間未満で退職する場合は、奨学金貸与期間に未達成×毎月の支給額を全部一括返済して頂きます。

(3) 在学中(卒業前)に退学または契約を破棄した場合は、その時点まで支給された奨学金の全額を一括返済して頂きます。

5. 奨学金の支給方法について

奨学金は、原則として毎月病院から支給者本人名義の銀行口座(埼玉りそな銀行岩槻支店)に振り込みます。

6. 奨学金の支給申請手続き方法について

(1) 随時支給申請を受け付けています。

(2) 奨学金支給希望者から「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士奨学金申込書、貸与希望申請書、奨学生誓約書、貸借契約証書」を当院あてに提出していただきます。

【奨学金制度利用の提出書類】

- 奨学金申込書
- 奨学金貸与希望申請書
- 奨学金奨学生誓約書
- 奨学金貸借契約証書 2部
- 履歴書
- 住民票(世帯全員の記載があるもの)
- 在学証明書又は合格通知書
- 内申書(成績証明書及び出欠がわかるもの)
- 卒業証明書
- 連帯保証人2人の印鑑証明書各1通
- 収入印紙代200円(本人及び病院が各1枚負担)